

## 令和8年度 飯館村大学修業一時金篤志奨学金貸付要項

飯館村教育委員会

この奨学金は、大学入学予定者及び大学在学生の保護者が、入学一時金及び授業料、生活費等について金融機関から借り入れを行った場合に、正規の修業期間内の貸付金に係る利子分を補助するものです。

### 1. 貸付予定者数

飯館村教育委員会が定めた数

### 2. 応募資格

次の項目すべてに該当する人

- (1) 学校教育法の大学に入学を許可された学生及び大学生の保護者であること。
- (2) 経済的理由により借受けを必要とする人であること。
- (3) 飯館村に引きつづき3年以上居住している人であること。
- (4) 保証の能力を有すると認められる保証人が2人あること。(村外居住者でも認められます)

### 3. 貸付金融機関

- (1) ふくしま未来農業協同組合（飯館支店）
- (2) あぶくま信用金庫（飯館支店）

### 4. 貸付額

この奨学金の貸付額は、50万円以上100万円を限度とし、10万円単位で保護者が希望する額で、教育委員会が適当と認めた額です。

### 5. 貸付返還期間

正規の修業期間に5年を加えた期間以内

### 6. 貸付利息

- (1) 利率は、農協等がこの制度のために定めた貸付利率です。
- (2) 貸付日より正規の修業期間を終えるまでは、村が利子を補給します。（4年制大学では4年間、3年制短大は3年間、2年制短大は2年間）
- (3) 正規の修業期間後（卒業後）の利子は保護者の負担になります。

## 7. 償還義務

- (1) 貸付を受けた奨学金は、貸付期間の範囲で奨学金の全額を年賦、半年賦または月賦で償還していただきます。但し、いつでも繰上げて償還することができます。
- (2) 貸付金を目的以外の費用に充てた時、または学生が退学した時、若しくは、貸付を受けた保護者が学生の保護者でなくなった時は、貸付けを受けた保護者は償還期限前であっても貸付額の全部を直ちに償還しなければなりません。

## 8. 申請の方法

下記の書類をそろえて申請してください。

<input type="checkbox"/> 1. 大学修業一時金篤志奨学金貸付願書	第1号様式
<input type="checkbox"/> 2. 住民票謄本（家族全員分）	役場住民課から
<input type="checkbox"/> 3. 高校の卒業証明書（卒業後直ちに提出）	在学高校等から
<input type="checkbox"/> 4. 入学許可通知書または合格書の写し	入学大学から
<input type="checkbox"/> 5. 入学金、授業料等納入金内訳表	〃
<input type="checkbox"/> 6. 所得証明書（保護者、保証人2人）	役場、市役所から
<input type="checkbox"/> 7. 在学証明書（※大学、短大に入学後直ちに提出）	入学大学から

※申請時には1～6まで提出してください。

(4.入学許可通知書または合格書の写しは合格後に、7.在学証明書は入学後に速やかに提出)

## 9. 提出期限

令和8年3月6日（金）まで

## 10. 申請書の提出先

飯館村教育委員会 教育課学校教育係

## 11. 審査結果の通知

教育委員会で審査を行い、申請者に通知します。

※詳しくは、飯館村教育委員会教育課（電話 0244-42-1631）までお問い合わせください。